**岐阜大学医学部看護学科同窓会**

クラス会開催支援規定

平成30年4月1日

（目的）

第１条　同期生相互の親睦を図り、岐阜大学医学部看護学科同窓会の活動に寄与することを目的とする。

（交付条件）

第２条　開催支援を受けることができるのは、下記のすべての条件に該当する場合に限る。

　　　　１）開催されるクラス会が、同期生全員を対象としたものである。(努力義務とする)

　　　　２）開催支援申請が、同窓会に登録された同窓会委員により行われる。

　　　　３）クラス会開催後に報告を行う。

（支援内容）

第３条　支援内容は下記項目とする。

　　　　１）開催支援金は、￥20000とする。

※ただし、出席者が10名に満たない場合は支払わない。

４月1日から募集し、3月31日までの開催を対象とする。

クラス会開催支援申請書の提出順に支援するものとする。

同一の学期生のクラス会開催支援は年一回に限る。

予算に達した場合、その年度のクラス会開催支援は打ち切るものとする。

　　　　２）同窓会ホームページへの掲載。本項目は必須項目とする。

（申請）

第４条　クラス会開催支援申請書（様式１）を用い、開催日の２ヶ月以上前に同窓会事務局へメールも

しくは郵送で申請するものとする。（開催日、開催場所が決定していない場合は、開催月、

開催エリアを記載し、決定後速やかに同窓会事務局に連絡を行う）

（報告）

第５条　開催終了後は、速やかに同窓会事務局へ下記の報告を行わなければならない。

　　　　１）クラス会開催報告書（様式2）

　　　　２）氏名、住所、職種、職場名、メールアドレスを記載したクラス会参加者名簿（様式３）

　　　　３）領収書（コピー可）

　　　　４）集合写真（画像データ）

（その他）

第６条　この規定に定めのない事項については、その都度、役員会に諮り決定する。